



**東海第二原発 津波による引き波で
炉心溶融のような重大事故のおそれは**

日本共産党 川崎 篤子 議員

議員 2月末、チリ地震による津波が原発立地地域に押し寄せました。引き波によって、原子炉を冷却する海水が取水できなくなる危険性がありました。貯水槽に一定量の水があるとはいえ、原子炉の冷却ができなければ、炉心溶融のような重大事故につながるおそれがあります。「東海第二原発はどうなっているのか」と心配の声が寄せられました。村の認識はどうかお尋ねします。



豊岡海岸から見た東海第二原発

経済環境部長 緊急冷却非常用ポン

プは4台、2系統の取水口が設置されています。今回の定期検査で取水口を、1.21メートル延長し5.12メートルまで下げる改良工事を行っています。もしどちらか1系統に不具合が起きた場合でも、別の系統で補う設計になっています。村は、今後とも住民の安心が得られるよう、対応をお願いしていきたい。

議員 炉心溶融の温度は何度でしようか。原電が、対策を講じたから大丈夫と言い切れるものではありません。津波の押し引きが繰り返され、砂がたまつて、取水が本場に機能するののかということも起こり得ます。今回のチリ地震の経験に立って、国の安全審査に基づく様々な想定による災害対策が必要です。村はどう考えるかお伺いします。

経済環境部長 燃料棒が溶け出す温度は約2800度と聞いています。村は、国の安全審査基準を遵守し、過去の例、様々な場合を想定して安全基準対策を講じるよう、指導していく姿勢を持たなければならぬと考えます。



**放射線障害防止法改正が
もたらすもの**

無党派 相沢 一正 議員

議員 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）が改正・公布されました。これは原子炉等規制法です。取り入れられているクリアランス制度を導入するための改正です。これに伴って原子力機構が保管している放射性廃棄物の取り扱いが変わってきます。保管・管理がどのようになるのかということについて質問します。

まず、原子力機構が保管している放射性廃棄物はどこにどういふふうにして管理されてきたのか、どのぐらいたまわっているのか、この法律改正によってその放射性廃棄物、R1廃棄物の管理はどう変わるかお伺いします。

経済環境部長 クリアランス制度についてですが、この制度は原子力施設において用いた資材等についてそれに含まれる放射性物質の濃度がクリアランスレベルの人の健康への影響を無視できる放射性物質の濃度以下であることを国が確認する制度です。原子炉等規制法の規制によ

るものは原子力施設で用いたコンクリートや鋼材などがクリアランスの対象になります。今回の放射線障害防止法の改正（平成22年4月1日）で原子炉等規制法に準じたクリアランス制度を導入したことにより、放射性同位元素R1や放射線発生装置などがクリアランスの対象になりました。

これまで原子力機構ではR1廃棄物を使用施設ごとに保管庫やピットで保管しており、200リットルドラム缶換算で12万5617本になります（日本アイソトープ協会受託分も50リットル缶・100リットル缶を200リットル缶に換算）。

法改正によって原子力機構が管理保管しているR1廃棄物の扱いは、クリアランスの対象とされたものについては今後、再利用や適正処分をします。対象外のものについては原子力機構が放射性廃棄物の埋設処分の許可を受けたことから、自ら埋設処分を行う。処分方法、処分地については今後選定を進めていくと聞いている。